

【4/1～】16歳以上 自転車の交通違反で反則金

自転車の違反に対して交通反則通告制度が導入されます。全交通事故に占める自転車が関連する交通事故が増加傾向。自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3には自転車側にも法令違反があるため、自転車が関連する交通事故の抑止を図ることを目的とする制度です。

また万が一の事故に備えて、自転車損害賠償責任保険などにも加入しましょう。

▼反則通告制度の対象 16歳以上

反則通告制度（青切符）とは？

16歳以上の自転車利用者が信号無視などの違反をした際、自動車と同じように「反則金」の支払いを求める制度です。反則金を期限内に納めれば刑事罰は免除されます。なお、反則金の納付を拒否したり、酒酔い運転などの重大な違反・事故の場合は刑事手続きとなる場合があります。

違反例（日本損害保険協会東北支部岩手損保会・県警・県作成のチラシから抜粋）

 並進禁止違反 反則金 3,000円	 指定場所一時不停止等 反則金 5,000円	 通行区分(右側通行) 反則金 6,000円
 携帯電話使用等(保持) 反則金 12,000円	 通行区分(歩道通行) 反則金 6,000円	 無灯火 反則金 5,000円
 傘さし運転 (公安委員会遵守事項違反) 反則金 5,000円	 交差点右左折方法違反 反則金 3,000円	 横断歩行者等妨害等 反則金 6,000円

自転車
ルールブック



岩手県警察公式
YouTube チャンネル



【9/1～】生活道路は 30 km/時 で運転しましょう

9月1日から、生活道路の自動車の法定速度が時速60kmから時速30kmに引き下げられます。決められた速度の範囲内でも道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて安全な速度で走りましょう。

▼生活道路とは 主に地域住民の日常生活に利用される、中央線などが無い道路
※中央線や車両通行帯がある道路などは引き続き時速60kmです。

※これらの制度の導入は道路交通法の改正によるものです。

児童扶養手当・特別児童扶養手当 【令和8年度分】手当額が増額見込みです

対象となるご家庭はご確認ください。

▼問い合わせ こども家庭課子育て支援係 (019-611-2772)

●児童扶養手当額（月額）

	令和7年度	令和8年度	
＜本体額＞			
全部支給	46,690円	48,050円	+1,360円
一部支給	46,680円～11,010円	48,040円～11,340円	+330円～+1,360円
＜第2子以降加算額＞			
全部支給	11,030円	11,350円	+320円
一部支給	11,020円～5,520円	11,340円～5,680円	+160円～+320円

●特別児童扶養手当額（月額）

	令和7年度	令和8年度	
特別児童扶養手当	1級	56,800円	58,450円 +1,650円
	2級	37,830円	38,930円 +1,100円

